

いじめ防止基本方針

大村市立西大村小学校

学校基本方針の目的

いじめの問題への対策を学校、家庭、地域社会が一丸となって進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにする。

(定義) 第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ防止対策推進法より 抜粋

めざす児童

「強く、正しく、健やかに」

- 強く：硬さとしなやかさの両方を併せもち、困難に立ち向かう勇気や多少の困難にも負けない心をもった児童。
- 正しく：自他の生命を大切にし、互いの考えを認め合い、大切にする児童。正しく善悪を判断するとともに自らを律することのできる児童。
- 健やかに：早寝、早起き、朝ご飯など規則正しい生活をする健康な児童。一生懸命勉強することはもちろん、知りたいという意欲やそのことを生かそうとする児童。

いじめ対策委員会

以下の目的達成のために、「いじめ対策委員会」を設置する。

- 目的：①いじめの早期発見・早期対応のための指導体制の整備と教職員の指導力向上。
②いじめの事実に対して、指導方針や対応・対策、役割分担について協議し、学校組織としての対応の充実。
- 内容：①いじめ問題個々の事案に対する対応・対策の協議。
②いじめに関するアンケート調査の作成・分析。
③教師の指導力向上のための校内研修の企画・実施。
- 構成：○校長、副校長、教頭、生活指導主任、関係学級担任、関係学年職員を基本とし、事例に応じてスクールカウンセラー、PTA会長、心の教室相談員等を加える。

PTA及び関係機関等との連携

いじめの問題は、学校だけでは解決できない場合が多いことから、事案によってはPTAや関係機関と連携して解決を図る。

○PTAとの連携協議

①学級・学年PTAの実施

いじめが学級・学年規模でおこったときは、いじめられている子どもの保護者の意向を確認し、内容や方法について理解を得た上で、学級・学年PTAを通じて、直接保護者にいじめの事案を伝え、学校の指導への協力を求める。

○関係機関との連携・協議

①日常的な情報発信

いじめ問題への対処方針や取組の情報などについて、積極的に公表し地域や保護者の理解を得る。

②いじめが発生した場合の対応

個人情報の取扱に留意しつつ正確な情報提供を行う。

③協議に関する具体的な検討事項

ねらい、出席者、場所、資料、説明事項、当日の役割分担、事前打ち合わせ等について検討し、建設的な場となるよう配慮する。

《 いじめ問題への取組 》

いじめの防止

「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有することをすべての基盤とし、以下の取組の充実を図る。

①いじめを生まない学校づくりに努める。

②いじめを生まない学級づくりに努める

③一人一人を大切にした授業づくりに努める

④いじめ対策委員会等を設置し、全教職員が協力して解決にあたる。

⑤すべての教師が「いじめは絶対に許されない」という認識を態度や言動に表すとともに、カウンセリング能力の向上を図る。

いじめの早期発見

いじめの兆候に気付いたら、個人面談や情報収集を行い、早期発見・対応に努める。

①いじめられている子どもが発するサイン

・からだや体調、しぐさや態度、友達との関係、生活面の変化 等

②学校の生活場面でのチェックポイント

・学級の雰囲気、登校時や朝の会、授業時間、給食中、休み時間、掃除時間、放課後 等

③家庭でのチェックポイント

・服装、持ち物、金銭、家庭学習、態度やしぐさ、からだや体調、友人関係 等

④いじめている子どもが家庭で出すサイン

・見覚えのない品物、金銭の使い方、帰宅時刻、言葉遣い 等

⑤定期的な面談やアンケート調査の実施

いじめに対する措置

1 いじめられている子どもへの指導

担任は、いじめられている子どもを守り抜くという姿勢を、周りの教師は役割を持ってしっかりと支える。

①指導上の留意点

- ・いじめの事実を把握する
- ・苦しみを受容する
- ・自己主張への積極的支援を図る
- ・活動の機会をつくり、自信回復への積極的支援を行う
- ・不安を除去し、安全を確保する
- ・対人関係の回復を支援する
- ・訴えること、相談することの重要性を伝える

②いじめられている子どもに寄り添う指導

- ・まず、いじめ行為をやめさせる
- ・いじめられている子どもに責任を求めない

2 いじめている子どもへの指導

①指導上の留意点

- ・いじめの事実を把握する
- ・カウンセリングマインド
- ・いじめは絶対に許さない厳しい姿勢
- ・いじめ行為の悪さをわからせる
- ・人権と生命の尊さをわからせる
- ・健全な人間関係の育成を支援する
- ・教師との信頼関係をつくりあげる
- ・指導を継続し、徹底させる

②いじめられている子どもの気持ちをわからせる指導

- ・ロールプレイング（役割演技）、ロールレタリング（役割交換書簡法）の活用

3 観衆や傍観的立場の子どもへの指導

①観衆（心理的同調者）の子どもへの指導

- ・いじめへの同調はいじめ行為と同じであることをわからせる
- ・いじめを受けている子どもの気持ちを理解させる
- ・ストレスの除去に努める

②傍観（無関心者）の子どもへの指導

- ・いじめは自分にとって無関心ではないことをわからせる
- ・いじめを止めさせることはできなくても、せめて知らせる勇気を持たせる
- ・傍観は加担と同じであることに気付かせる

③学級全体への指導

- ・話し合いなどを通じていじめを考える
- ・心の教育の充実を図る
- ・見て見ぬふりをしない、させない
- ・正義を行き渡らせる風土を培う
- ・自らの意思による行動を取れるように指導する
- ・好ましい人間関係を築く
- ・教師の姿勢を示す
- ・学級の連帯感を育てる

重大事態発生時の対処

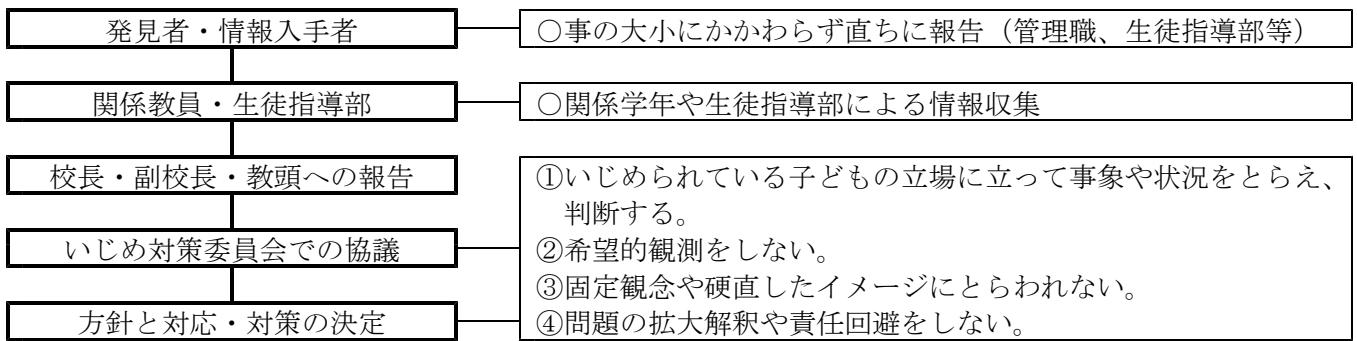
1 重大事案の例

- ・生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

2 認知後の対応

- ①速やかに市教育委員会へ報告する。
- ②「校内いじめ対策委員会」を設置し、「市いじめ問題等対策委員会」と連携を図りながら調査を行い、事実を正確に把握する。
- ③調査結果を市教育委員会へ報告し、指導を受けながら適切・誠実に対応する。

《 いじめが発生した（いじめではないかと感じた）場合の対応 》



いじめられている子どもへの指導	
(1) 指導上の留意点	
①いじめの事実を把握する。	
②不安を除去し、安全を確保する。	
③訴えること、相談することの重要性を伝える。	
④苦しみを受容する。	
⑤活動の機会をつくり、自信回復への積極的支援を行う。	
⑥対人関係の回復を支援する。	
⑦自己主張への積極的支援を図る。	
(2) いじめられている子どもに寄り添う指導	
①いじめられている子どもに責任を求めるのは、いじめ行為を認めることと同じである。	
②いじめ行為を止めさせることが先決である。	
<保護者への対応と連携>	
【保護者から学校へ通報・訴えがあった場合】	
①通報・訴えをする保護者の気持ちを理解する。	
②誠実に対応する。	
【学校から第一報を伝える場合】	
①誠意が伝わる連絡をする。	
②緊急の対応策について説明し、意見を聞く。	
【その後の対応】	
①約束事を守る。	
②面談や家庭訪問を継続する。	
③学校と家庭が情報交換を密にする。	

いじめている子どもへの指導	
(1) 指導上の留意点	
①いじめの事実を把握する。	
②カウンセリング・マインド	
③いじめは絶対に許さない厳しい姿勢	
④いじめ行為の悪をわからせる。	
⑤人権と生命の尊さをわからせる。	
⑥健全な人間関係を育成できるよう支援する。	
⑦教師との信頼関係をつくりあげる。	
⑧指導を継続し、徹底させる。	
(2) いじめられている子どもの気持ちをわからせる指導	
①ロールプレイング（役割演技）の活用	
②ロールレタリング（役割交換書簡法）の活用	
<保護者への対応と連携>	
【いじめの事実を保護者に連絡する場合】	
①家庭訪問して事実関係を確認する。	
②いじめられている子どもの状況を知らせる。	
③必要以上に原因に追及しない。	
④子どもとのかかわり方について助言する。	
⑤今後の学校の指導方針や対応について理解してもらう。	
【対応するときの留意点】	
①保護者の気持ちを理解する。	
②誠意ある態度で臨む。	

観衆（心理的同調者）の子どもへの指導	
①いじめへの同調はいじめ行為であることをわからせる。	
②いじめを受けている子どもの気持ちを理解させる。	
③ストレスの除去に努める。	

傍観者（無関心者）の子どもへの指導	
①いじめは自分にとって無関係ではないことをわからせる。	
②いじめを止めさせることはできなくても、せめて知らせる勇気を持たせる。	
③傍観は加担と同じであることに気づかせる。	

学級全体への指導	
①話し合いなどを通じていじめを考える。	⑤好ましい人間関係をつくる。
②心の教育の充実を図る。	⑥教師の姿勢を示す。
③見て見ぬふりをしない。	⑦学級の連帯感を育てる。
④自らの意志による行動をとれるようにする。	⑧正義を行き渡らせる風土を培う。

《 いじめ問題への取組についてのチェックポイント 》

指導体制	(1)	○いじめ問題について、特定の教員が抱え込むことなく、その重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制のもと実践に当たっている。
	(2)	○「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修を実施するなど、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図っている。
	(3)	○いじめについて訴えがあったときは、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制が確立している。
	(4)	○いじめ問題の状況によっては、適宜、教育委員会へ連絡・相談し、協力して対応している。
未然防止	(5)	○お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等の充実に努めている。特に「いじめは絶対に許されない行為」との認識を持ち、いじめる側が悪いという、明快な一事を毅然とした態度で指導している。
	(6)	○いじめのない学級づくりに向け、人権教育の充実を図るとともに、全ての教育活動を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や、共感的人間関係を育成する指導・支援を継続している。
	(7)	○「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を毎年確実に実践している。
	(8)	○児童会、生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童生徒が自主的に取り組む活動を行っている。
	(9)	○教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。
早期発見・早期解消	(10)	○児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談を行うなど、きめ細かな把握に努めている。
	(11)	○校内に児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談の体制が整備されている。また、配慮を要する児童生徒には、不安や悩みの解消に向け、適切に働きかけている。
	(12)	○教育相談機能の充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど学校内外の専門家を活用している。
	(13)	○いじめ対策委員会を設置し、それぞれの問題を的確に検討することにより、いじめの未然防止及び早期発見・早期解消に努めている。
	(14)	○いじめられている児童生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っている。
	(15)	○いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導(出席停止も含む)のほか、警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしている。
	(16)	○いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れる必要な指導を行っている。
家庭地域関係機関との連携	(17)	○年度始め等に、いじめ問題に対する学校の指導方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得るように努めている。
	(18)	○いじめが起きた場合、学校のみで解決することに固執することなく、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たるとともに、必要に応じて児童相談所、警察等の関係機関と連携協力を図っている。
	(19)	○学校以外の相談窓口について、周知や広報を行っている。
	(20)	○PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を進めている。